

財務委員会規程

1999年6月1日 制定

2000年9月2日 改定

(趣旨)

第1条 この規程は、総務本部規程第2条の規定に基づいて設置された財務委員会(以下「委員会」という。)に関する必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、理事会に意見を具申するとともに理事会の諮問に応ずる。

- (1) 予算編成ならびに執行に関する事
- (2) 契約に関する事
- (3) 決算に関する事
- (4) 会計監査に関する事
- (5) 什器、備品並びに物品の管理に関する事
- (6) その他の財務全般に関する事

(組織)

第3条 委員会は、委員長1名、副委員長1名、専門委員若干名をもって構成する。
2 委員長、副委員長は、委員の互選とし、会長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
2 委員会は、委員総数の過半数が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表明した者は出席者とみなす。
3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4 委員会の会議要録は、副委員長の担当とする。

(規程の改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、理事会の議決による。